攻めの園芸緊急生産対策事業におけるハウスの補強等及び中古ハウスの取り扱いについて

別紙５―２

１　要件

・一事業主体内で受益者全員が中古ハウスを整備する必要はなく、「同一技術」であれば新品、中古及び補強等が混在しても良いものとする。ただし、最終的な形態が同等の強度であることとする。

　　※同一技術：同一部門で整備する施設

・整備後、８年間は使用するものとする。

２　補助対象

　（１）補強等

　　・補強等とは、既存ハウスの部材の追加、基礎の追加・補強、老朽化・損傷した部材の交換、軒高の変更等の仕様変更とする。

　　・部材の購入は入札によるものとする。

　　・施工は、自力施工でも可能とする。その場合は、施工費は補助対象外とする。

　　・耐風性ハウスとして利用する場合は、補強等を実施する既存ハウスは耐風性ハウスとし、風速25～35m/sに耐えるよう確実に補強等を行う。

　（２）中古ハウスの整備

　　・中古ハウスは、ハウスを他人から取得（または譲渡）し、利用することで、移設を伴うこともできる。また、集約と認められる場合は、原則、個人所有のハウスの移設も可能とする。

・補助対象経費は、取得費（※１）、解体撤去費、運搬費、建て込み費（※２）を補助対象とする。

（※１）取得費の補助対象事業費の上限は以下のとおりとする。

新品当時の取得費用（税抜き）×｛残存耐用年数／法定耐用年数｝

（千円未満は切捨）

　　新品当時の取得費用や残存耐用年数は資産台帳を根拠とする

　　（例：1,000万円で導入されて8年が経過したハウスを取得する場合は、実際の取得額が500万円であっても、補助対象事業費の上限は1000×（6/14）＝428.5万円となり、補助金額の上限は142.8万円）

　（※１）残存期間については、法定耐用年数から経過年数を引いたものとし、残存期間が無いハウスまたは残存期間や取得費用が確認できないハウスについては、取得費は補助対象外とする。

（※２）中古利用を想定するのは、基礎、本体骨材、補強用の骨材等、施設の本体を構成する主要な大型部材とする。それを接合するためのボルト等や、補強資材については、必要に応じて新品を利用して構わないものと想定し、その経費は「建て込み費」の中に計上する。

　　・解体撤去、運搬、建て込みについては入札により業者を決定する。

　　・耐風性ハウスとして導入する場合は、仕様書に「風速25～35m/sに耐えるよう必要に応じて補強を行う」旨を明記すること。